

ID: 1917

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	有機農業を促進するための栽培管理に関する協定締結の認可
法令名称 根拠条文	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 第31条第1項
法令番号	令和4年法律第37号
【根拠条文】 (協定の締結等) 第31条 同意基本計画において定められた特定区域内にある相当規模の一団の農用地(農地又は採草放牧地をいう。以下この節において同じ。))について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者(国及び地方公共団体を除く。以下「農用地所有者等」という。))は、当該特定区域において特定環境負荷低減事業活動として行われる有機農業(有機農業の推進に関する法律第2条に規定する有機農業をいう。以下この条において同じ。))の生産団地を形成するため、市町村長(次項第1号に規定する協定区域が2以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、都道府県知事。以下この節において同じ。))の認可を受けて、有機農業を促進するための栽培管理に関する協定(以下「協定」という。))を締結することができる。 2 協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 協定の対象となる農用地の区域(以下「協定区域」という。) (2) 有機農業及びそれ以外の農業における栽培の管理に関する事項 (3) 協定の有効期間 (4) 協定に違反した場合の措置 (5) その他必要な事項 3 協定については、協定区域内の農用地に係る農用地所有者等の全員の合意がなければならない。 4 協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。 5 協定の有効期間は、5年を超えてはならない。 【基準】 根拠条文及び法第33条の規定による。 (協定の認可) 第33条 市町村長は、第31条第1項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。 (1) 申請の手続又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。 (3) 協定の内容が同意基本計画の達成に資すると認められるものであること。 2 市町村長は、第31条第1項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該協定の写しを当該市町村(協定区域が2以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、都道府県)の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該協定区域内に明示しなければならない。	

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日